

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

- 1 日時
令和6年8月6日（火曜日）
午前10時0分開会、午前10時58分散会
- 2 場所
第2委員会室
- 3 出席委員
千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、高橋但馬委員、村上貢一委員、
高田一郎委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
佐々木担当書記、及川担当書記、安達併任書記、成松併任書記、平嶋併任書記
- 6 説明のため出席した者
佐藤農林水産部長、工藤技監兼林務担当技監、村上副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、森山水産担当技監、
佐々木技術参事兼農業振興課総括課長、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、
坂田農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、
野澤水産振興課漁業調整課長、
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査
「県内サーモン養殖の現状と取組について」
○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。
これより県内サーモン養殖の現状と取り組みについて調査を行います。調査の進め方についてではありますが、執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。
それでは、当局から説明を求めます。
○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 県内サーモン養殖の現状と取り組みについて御

説明いたします。

資料の2ページ目をごらん願います。本日は、目次に掲げましたとおり、初めに県内で生産されているサーモンの種類、取り組みの背景などにつきまして、次に国内外のサーモンに関する情勢、国の養殖戦略などについて、続いて本県におけるサーモン養殖生産量の推移などについて、そして最後に種苗供給体制の構築やサーモンの認知度向上などの課題について御説明いたします。

それでは、3ページ目をごらん願います。まず、県内の海面で養殖されているサーモンの種類について御紹介いたします。最初に、魚種としてはニジマスで、海面で養殖されたものはトラウトサーモンなどの名前で流通しており、近年県内では生産に占めるシェアがふえつつあります。

次に、ギンザケですが、国内のサーモン養殖生産量の大半を占めておりまして、県内でも生産量は最も多くなっております。

さらに、全国的にも希少なサクラマス生産も行われており、このように多様な魚種を生産しているのが本県サーモン養殖の特徴と言えます。

4ページをごらん願います。サケ科魚類ですが、図のように四つの属に分かれておりまして、このうち産業上の主要な魚種は赤枠で示しましたシロザケ、サクラマス、ギンザケなどのサケ属7種とタイセイヨウサケ属の2種となります。

なお、名称がサケとマスに分かれておりますが、サケとマスには分類学上の区別はございません。また、流通上では、例えばすしネタとして扱われているサーモンですけれども、こちらは海面養殖されたアトランティックサーモンやトラウトサーモンなどと呼ばれるニジマスなどが多く使われております。

5ページをごらん願います。ギンザケ、トラウトサーモン、サクラマス、それぞれの生産サイクルを御紹介します。まず、ギンザケですが、1年目の秋に採卵した後、内水面養殖業者の下で育てられ、およそ150グラム程度になった2年目の11月ごろに海面の生けすへと移されて養殖が開始されます。その後、本県では翌年の5月から7月ごろにかけて、2キログラム程度ほどになったものが水揚げ、出荷されます。

次に、ニジマスとサクラマスですが、ギンザケに比べまして内水面での養殖期間が1年多く必要とされ、その後の海面養殖はギンザケとほぼ同様の期間を経て、3年目に出荷されます。

6ページをごらん願います。ここからは、取り組みの背景などについて御説明いたします。御承知のとおり、サケなどの主要魚種の不漁によりまして本県の定置網の水揚げが減少しており、令和5年の水揚げ量は約3万6,000トンと、震災前3カ年平均の57%で、水揚げ金額は約61億円、同70%となっております。

7ページをごらん願います。このように、主要魚種の不漁に対応していくため、県では関係団体と連携し、令和4年3月に岩手県水産業リボーン宣言を行いました。この宣言に基づき実施します3本の柱のうち、新たな漁業・養殖業の導入の代表的な取り組みとなり

ますのが本日御説明いたしますサーモン養殖となります。漁業協同組合等においては、海洋環境の変化に比較的左右されない養殖業、その中でも近年需要が高まりつつあるサケ・マス類の海面養殖に注目し、その事業化に向け、令和元年度から県内各地で養殖試験がスタートして、事業化等により生産量が拡大してきました。

8 ページをごらん願います。ここで一旦視点を変えまして、水産物をめぐる世界情勢と国内自給率の関係について御説明します。まずは、上のグラフをごらんください。かつて100%を超えていた日本の水産物自給率ですが、近年は56%まで低下し、相対的に輸入への依存度が高まっております。

次に、下のグラフをごらんください。世界の水産物需要の推移と予測ですけれども、アジアを中心に世界全体の需要増加が著しいことがわかります。こうした中長期的な水産物の需要拡大に加えまして、世界的な物価高騰や円安などの変動要因もあり、日本がこれまでどおり水産物の輸入を続けることが難しくなりつつあります。

9 ページをごらん願います。続いて、世界のサーモン生産量の推移となります。世界のサーモン生産量は拡大基調にありまして、青色で示しましたグラフが天然漁獲で、ほぼ一定で推移しているのに対しまして、オレンジ色で示しました養殖生産量は増加を続けており、南米のチリや北欧のノルウェーを主産地としまして、近年の生産量は350万トンに及んでおります。

10 ページをごらん願います。このような国内外の情勢を踏まえまして、国は養殖業成長産業化総合戦略（2020）を策定し、サーモン養殖を持続的な養殖業の成長産業化に向けた戦略的養殖品目に位置づけております。その中で、国内の目標生産量を現在の2倍ほどの3万トンから4万トンとしており、また生産の方向性としてましてマーケットのニーズを踏まえた定時・定質・定量・定価格を重視した生産を進めることにより、輸入サーモンが占める国内市場の獲得を目指しています。

11 ページをごらん願います。国内のサケ・マス類の漁獲、養殖生産量と輸入を合わせた需要は38万トンと高く、そのうち輸入量は20万トン前後で、60%を輸入に依存しております。一方、国内漁獲は、東日本大震災津波や海洋環境の変化による影響によるアキザケの不漁等によりまして減少傾向が続いております。また、青色の折れ線で示しました養殖生産量は、東日本大震災津波によって主要な生産地である宮城県が被災したことによりまして2011年に大きく落ち込みましたが、近年は回復傾向にあります。国は、このような状況を踏まえ、輸入に依存する現状から国内養殖によるシェア拡大へと転換する方向性を示しています。

12 ページをごらん願います。こちらは、サーモンの消費嗜好についてまとめたものです。近年人気のすしネタランキングでは、サーモンが1位に定着しており、生食の需要が高まっておりますほか、かつてとは逆に塩ザケよりも生鮮ザケが好まれる状況となっております。

13 ページをごらん願います。本県におけるサーモン養殖の水揚げ量の推移となります。

令和6年度の最新実績はまだ出ておりませんが、令和5年度の開始以来、水揚げ量は順調に増加しており、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランに掲げた目標値を上回る状況となっております。

14 ページをごらん願います。こちらは、サーモン養殖に取り組む各地区の実施主体です。令和5年度から新たに広田湾漁業協同組合が試験養殖を開始しております。

15 ページをごらん願います。最後に、今後の展開について御説明いたします。国は、養殖業成長産業化総合戦略を策定しまして、国内のサーモン養殖の拡大により輸入サーモン市場の獲得を目指しております。県におきましても、国の方向性を踏まえ、拡大基調にある県内サーモン養殖の取り組みを推進していくこととしており、その取り組みの柱といたしまして、一つ目にサケ・マス類の海面養殖用種苗の安定供給体制づくり、二つ目に本県オリジナル種苗の開発、三つ目に県産養殖サーモンの知名度向上に向けたPR活動の展開が挙げられます。

16 ページをごらん願います。サーモン養殖の推進には、まず種卵と種苗の安定生産が不可欠であります。湧き水の豊富な八幡平市に県の内水面水産技術センターがあり、ここでサーモンの養殖用の卵の量産を開始しております。この卵を県内の内水面養殖業者に販売することにより、県内で生産される種苗をふやしていくほか、サケふ化場の遊休期間を活用しまして、サーモン養殖用種苗の量産体制の構築を進めております。

17 ページをごらん願います。続いて、本県オリジナル種苗の開発についてです。現在本県のサーモン養殖の多くは、ギンザケとトラウトサーモンが占めておりますけれども、新たに起源が本県に由来するサクラマスを生産することにより、他産地との差別化を図りたいと考え、オリジナル種苗の開発を行っております。実現には時間を要すると思われませんが、鋭意取り組んでまいります。

18 ページをごらん願います。県では、サーモン養殖の生産拡大だけでなく、消費の拡大に向けたPR事業にも取り組んでおります。3年前から県内の鮮魚店や販売店へのPRキャンペーンを実施しておりますほか、加工品等の開発も推進しており、こうした生産、加工、流通までの取り組みを一体的に推進することによりまして、県産サーモンの知名度向上を図り、消費者から選ばれる産地となることを目指しております。

19 ページをごらん願います。こちらが最後となります。ごらんいただいておりますのは、左が岩手大槌サーモン祭り、右が宮古トラウトサーモンまつりで、このように地域イベントも各地で開催されております。こうした御当地ならではの特色を生かした新たな観光コンテンツが生まれるなど、地域のにぎわいの創出にも成果が発揮しております。

今後本県でのサーモン養殖の取り組みが進むことによりまして、生産量の拡大に加え、県北沿岸地域の観光、雇用等への波及効果なども期待されますことから、県では引き続き関係団体や各地域と連携しながら、生産、加工、流通までの一体的な取り組みを推進してまいります。説明は以上でございます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○佐々木茂光委員 過去に、陸前高田市もそうなのですが、沿岸部でギンザケの養殖が盛んに行われた時期がありました。あのときに、皆さんそれぞれ業態を変えるとか、餌に問題があるとか、外洋ではなかなか施設そのものを持ち続けることができないといったことなどがある程度改良されてきて、現在この事業が進もうしているのだと思うのですが、技術的なものを含めて、どのように改良が進んできたのかお聞きしたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 かつて本県で行われましたギンザケ養殖の当時と現在との違いということでございますけれども、具体的なことはここで今すぐにお答えできないのですが、施設に関しましても当時と比べればさまざまな改善がなされていると認識しております。

明らかに違いますのは、餌だと思います。今の餌は、海底に沈まない配合餌料を主体に用いられていまして、当時は食べ残した餌が海底に沈むことによって、漁場を汚染するといった心配がなされたと思うのですが、近年においてはほぼそういった心配はなくなっていると聞き及んでおります。

○佐々木茂光委員 技術的なものが改良され続けてきた中で、新たに動き出すということで、どうしても条件的には外海より内海、まさに静穏域を活用していくということになるわけですが、今岩手県でも何カ所か動き出してきました。将来的には、どの辺まで規模拡大を図るのですか。当然静穏域というのは、限られてくると思うのです。海外の様子もたまに見ることがあるのですが、まるで条件が違う取り組みをされていると思います。規模的にどこまで伸ばしていくのか。それだけのスペースが確保できるのかどうかお話し願います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 今後の生産量の拡大についてですが、現時点で具体的に申し上げますのは、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプランの中で生産目標を掲げておりまして、目標の最終年となります令和8年度の実産目標が2,300トンでございます。一方現状で今年度見込まれますのが2,000トンをやや超える程度の生産量まで来ておりますので、そこからさらに300トン程度の増産ということであれば、現状の免許された漁場の中で十分可能ではないかと考えております。

○佐々木茂光委員 私は、もっともっと伸ばせるのではないかと考えているのですけれども、現段階でこれ以上に伸ばせない状況にあるのですか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 さらにその先ということでございますけれども、先ほどの資料の中の10ページに掲載しております国の養殖業成長産業化総合戦略では2030年の生産目標を国内トータルで現状のほぼ2倍近くの3万トンから4万トン程度としております。その中で、本県の目標が先ほどの令和8年度のその先ということになりますけれども、今後に向けましては各事業者、意向を確認しながら、一方で漁場環境の保全も含めた適切な漁場利用という観点から、将来的な生産目標を検討してまいりたいと考えております。

○佐々木茂光委員 サケ・マスが不漁で、自分たちのなりわいとして養殖に切り替えた部

分もあるわけですが、地元の漁業者とのかかわりはどのような形で進められていくのでしょうか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 現状での本県におけるサーモン養殖の実施主体ということになりますと、先ほどの資料にもございますけれども、佐々木茂光委員の御案内のとおり漁業協同組合等が主体となっておりますので、個々の漁業者という意味では、例えば従来から定置網漁船の乗組員といった形で漁業協同組合に雇用されていた方が新たに漁業協同組合が自営で行うサーモン養殖に携わるということも考えられますし、あとは漁業協同組合以外の民間事業者におきましても、聞き及んでいる範囲ではなるべく地元雇用形で乗組員等を集めていると同っております。ですので、今後生産量が拡大されることによりまして、そういった携わる従事者の数もふえていくことを期待したいと思っておりますし、直接養殖業に携わる以外の面でも、加工業者はじめ、サケのように流通業者とか、そういったいわゆる裾野部分に関してもなるべく地元に戻元できるような形でサーモン養殖を推進していきたいと考えております。

○佐々木茂光委員 私は業種がいろいろ交ざって、地元にある程度還元できるものの確立が非常に大事だと思います。やはり漁業協同組合とか沿岸部の関係する人たちを巻き込んだ形で、皆さんが立ち上がっていただければと思いますので、盛り上がっていただけるようにやっていってもらえればと思います。以上です。

○菅野ひろのり委員 私からは、大きく3点質問します。資料説明だったので、端的に伺いたいと思いますが、まず14ページです。もともとサケが不漁なので、養殖ということだと思います。それぞれ地域があるのですが、この間東日本大震災津波復興特別委員会でも釜石市の有限会社泉澤水産を調査させていただきました。地元でされているという、このビジネスモデルについてお聞きしたいのですが、例えば久慈市で言うと久慈市漁業協同組合と書いてあって、漁業者の方々がやっているような印象を受けるのですが、実態は関東圏の企業がやっていると思います。ビジネスモデルの実態、構造はどうなっているのか、説明をいただきたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 御質問の件でございますが、まず今お話がありました久慈市漁業協同組合が行うギンザケ等の養殖につきましては、連携企業として株式会社ニチモウマリカルチャーという、国内ではほかの地域でも魚類養殖などを行っている会社が連携先になりますし、ほかの大きなところだと、大槌町の株式会社ニッスイの子会社の弓ヶ浜水産が法人組合員として養殖業を営んでおります。また、宮古市と山田町におきましては、それぞれ日清丸紅飼料株式会社という養殖用の飼料や餌の販売を行っている会社が連携先になっております。

○菅野ひろのり委員 そうしますと、ビジネスモデルはどうなっているのでしょうか。漁業協同組合や生産者の方がいらっしゃいます。例えばその場所の賃料などはどういう形で漁業者さんに支払われているのですか。収益などお金の流れも伺いたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 養殖事業者から地元の漁業協同組合、漁業者に支

払われるお金ということでございますけれども、一つには区画漁業権に基づいて行っておりますので、その制度に基づく漁場の行使料が基本的には漁業協同組合の・・・

○菅野ひろのり委員 何料ですか。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 行使料です。区画漁業権の行使料としてありまして、それが基本漁業権を管理する漁業協同組合に支払われます。漁業協同組合とすれば、そういった各種収入を組合のサービス全般に対して還元していく流れがまず一つございます。

それから、関連しまして、必ずしも生産される全量ではないのですけれども、地元の産地魚市場に水揚げされることによりまして、水揚げ手数料が市場側に入っております。市場についても、漁業協同組合が経営するところについては手数料収入という形で、生産者から市場側に一定金額が入っていくことがございます。

○菅野ひろのり委員 大体はイメージできたのですが、生産者の方々は今まで単価の高かったサケを捕っていて生活していたわけですが、ビジネスモデルが変わっている中で、所得にしっかりと反映されているのかが一番問題だと思います。

そこで、もう少し踏み込んでお聞きしたいのですが、場所によって違うのでしょうかけれども、販売単価は1籠当たりというか、キロ単価なのか、単価がどれくらいなのか、手数料であるとか、さきほどの行使権は幾らぐらい漁業者に入るものなのか伺いたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 まず、漁場を使うことに関する行使料につきましては、基本的には生産、販売される際の単価とは関係なく、各漁業協同組合が算定しました基準に基づく固定した行使料という形で支払っているはずですが、ただ、金額的には、その漁場で生産される出荷額に対して、そこで漁業協同組合に納める行使料はかなり規模的には少額になりますので、売り上げが伸びたからといって行使料がふえるというものはございません。

一方で、もう一つの地元市場への販売手数料につきましては、こちらは純粋に販売額の一定割合ということになりますので、単価が上がって販売金額が上がれば、その分販売手数料も上がります。

○菅野ひろのり委員 ここら辺がとても大事なことだと思うのです。岩手県がこれから養殖事業に取り組んでいくに当たって、漁業者がふえるきっかけになることが必要だと思っています。各地域それぞれ中身は違うと思うので、後ほどで結構ですが資料をお願いします。先ほどの手数料の関係やビジネスモデルの部分を整理していただいて、資料を別途いただきたいと思います。

あとは、二つ簡潔に伺いますが、輸入が頭打ちで国内市場にかわっていくとなったときに、輸入サーモンと国内サーモンの単価の差はどれくらいあるものなのですか。一般的に農産物でも何でもそうですけれども、輸入されるものは安いものが多いのだらうと思いますが、この価格差がどうなっているのかということが1点と2点目が岩手県でもこれだけ

あるわけです。他県も当然青森県などで取り組んでいる様子が見られますが、他県の実態と、これから差別化が当然出てくると思いますが、どう取り組んでいくのか考えを伺いたいと思います。

○筒井技術参事兼水産振興課総括課長 まず、輸入サーモンと本県等、国内で養殖されるサーモンの価格差でございますけれども、手元に具体的な価格をお答えするための資料がないのですけれども、一般的に申し上げますと輸入品に関しましては、当然ながらその時々々のいわゆるレートと申しますか、円高、円安によって、輸入する際の価格が変わってきますので、最近の円安傾向が続く中では、結果的には輸入されたサーモンは、国内では高めになってくると思われまして、一方で国内養殖のものにつきましては、そうした輸入サーモンと国内市場で競合する中で、需給関係の中からその時々々の相場というのが形成されると思いますので、当然輸入価格の値段に引きずられる部分はあるのですけれども、そこまで大きく変動するものではないと思います。近年のように円安が極端に高まった状態の中では、逆に国内産のほうが相対的に安めになるような状況もございますし、また逆の状況もあると思います。

それから、もう一点の他地域との差別化でございますけれども、お隣の青森県でも近年トラウトサーモンを主体としました養殖生産量が拡大しておりまして、今後そういったところとある意味競合するような形になっていくことは想定しております。現状では沿岸広域振興局でここ3年ほど広域振興事業をもちまして、岩手県産サーモンというくくり方で、県内各地で生産されるサーモンをより県民に知っていただいて、食べる機会を提供する取り組みを行ってまいりました。その事業は、今年度で3年目ということで終了するのですが、来年度以降につきましても、そういった流れを酌んだ県産サーモンのPRについて引き続き取り組んでいきたいと考えているところです。

○菅野ひろのり委員 これは資料だからかもしれませんが、輸入ということは量を示していると思うのですが、私の課題意識としては、基本的にサケの取り組みというものはブランドの構築だと思っております。それぞれの地域がより高値で国内産のサーモンを販売するような仕掛け、仕組みで輸入サーモンとのすみ分けになっているのだらうと思うのです。例えば回転ずしの需要があったときも、一般的なサーモンではなくて、大槌サーモンとか何とかサーモン、岩手サーモンとかどこにぶつけていくかという販売戦略もこれからさらに重要だと考えておりましたので、そのような聞き方をしました。

まとめますが、やはり生産者の方々の所得になるような仕組みが根本にあると思っておりますし、どこに対して販売戦略、あるいはブランド構築をしてかけていくのか、岩手県としてトータルの戦略を組み立てていただいて、それぞれの漁業協同組合を含め、支援をいただきたいと思っております。

最後に、農林水産部長の見解がありましたら、お聞きして終わりたいと思います。

○佐藤農林水産部長 菅野ひろのり委員からビジネスモデルの話、あるいは輸入物との価格差、あるいは差別化といった御指摘、御意見をいただきました。私は、直接この6地域

の取り組みの中で、三陸やまだ漁業協同組合に実際に行ってお話を伺った際に、やはり今非常に主要魚種の不漁等がある中で、この海面養殖の取り組みは非常にありがたいと話されておりました。多分、先ほどのお話で言いますと、手数料の部分が安定規定に入ってくると。生産に係る分野についても、例えば餌を与える部分などが自動給餌をやることによって、ほとんど手間をかけずに生産活動ができるということで、漁業協同組合としてもありがたいというお話をいただいたところでございます。

ロット、ボリュームも2,000トンを超えるような段階に入っただけだったので、それぞれの地域、入っている業者や餌、違う部分がさまざまありますけれども、その特徴を十分に生かしながら、今後県として各地域の特徴をうまく生かせるように、サケ・マス類の海面養殖の取り組みをしっかりと前に進めていきたいと考えております。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって県内サーモン養殖の現状と取り組みについて調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

○高田一郎委員 それでは、質問いたします。

一関市内の農地が違法に転用された、いわゆる白い農地の問題について質問いたします。一関市内の16.3ヘクタールの農地が違法に転用されて、今一関市が集落に対して実に1億6,000万円の交付金の返還を求めるという事態になっています。県は農地法における違反転用と判断してきましたけれども、この間の県の指導とその対応はどのようにされてきたのでしょうか。いつから調査し、違法と判断した根拠を含めて示してください。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 県の指導と対応についてであります。今回の事案につきましては、令和4年6月の一関市からの報告を受けまして、県では事実関係を把握するため、一関市と市農業委員会に対して直ちに現地確認や農地所有者、集落協定の代表者等、関係者への聞き取り調査を行い、報告するよう指示するとともに、事案の重大さに鑑み、県も市及び市農業委員会とともにこれらの調査を行ったところであります。

盛土された農地については、1筆ごとに土地の所在、所有者、農地の状況、違反に至る経緯等を土地所有者などの関係者から聞き取りを行ったところであり、違反農地については筆数が110筆、面積は16.3ヘクタール、所有者は50人となったものです。こうした状況について、国に対して逐次状況を報告し、対応を相談しながら進めてきたところです。

こうした経緯を経て、令和6年3月、一関市農業委員会から違反事案報告書が県に提出されまして、県では今回の事案は一関市内の複数箇所の農地において無許可で石灰砂礫等が盛土されたものであり、農地法等違反であるので、国に報告したところであります。

○高田一郎委員 今説明ありましたように、結果的に無許可で農地転用されたということが問題だと思いますし、私も同じ認識であります。県が農地法違反と判断した場合、当然交付金の返還と同時に、これは農地法違反ですから、基本的には原状回復が求められるの

ではないかと思えます。

そうしますと、原状回復となりますと、一関市では元どおりにするのに26億円という大変な負担が伴う問題であります。盛土ならば2億円という報道もあります。市が試算しているようすけれども、恐らく法律が求めるのは原状回復なのでしょうけれども、盛土でも法律上可能なのでしょうか。県はどのような判断をされているのですか。結局は誰が責任を持って負担して、原状回復しなければならないのかお伺いしたいと思います。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 違反転用に対する処分につきましては、農地法第51条におきまして、都道府県知事は相当の期限を定めて原状回復、その他違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることと規定されているところがございますから、国からは本規定に沿って適切に対応してほしいとの助言をいただいているところがございます。国からの助言を踏まえまして、原状回復等の是正内容については、違反転用に係る土地の現況、周辺における土地の利用状況等の事情を総合的に考慮し、現在検討しているところでありまして、できるだけ速やかに是正方針を決定し、原因者に対し、指導等を行っていくものでございます。

県としましては、法令の規定によりまして適正に対応してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 法の趣旨に基づいて適切に対応するというのはわかるのですが、恐らく具体的に国と県とで協議をされているのだらうと思えますけれども、その協議状況がどうなっているのかということと、原因者に原状復帰の責任があるということでありませぬけれども、原因者というのは誰になるのですか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 是正の内容については、現在国と相談をしているところがございます。国からは、違反転用に対する処分について、農地法第51条に規定されている規定に沿って適切に対応してほしいと助言をいただいております。いずれは是正方針については、現在検討しているところでありませぬ。原因者については、現在は調査中でありまして、この場でお答えすることは差し控えさせていただきたいと思えます。

○高田一郎委員 そうだと思えます。原因者もまだはっきりしていないということですから、誰に負担を求めるかはこれからなのだらうと思えます。ただ、既に一関市では、まだ責任の所在が明らかにならない中で、9月の議会に返還を求める補正予算を提案しようとしています。つまり責任の所在がまだはっきりしていない中で、全て農家に負担を求めると、こういうやり方はどうなのかということが問われるのだらうと思えます。

そこで、お伺いしたいのは、もともと2014年から始まった農地の現状変更届、農地転用ではありません。農地の現状変更届というのがありますけれども、これは申請者が現状変更届を行った後に、完了報告書を農業委員会に出すのです。農業委員会は、それが適当かどうかを判断し、法律に違反であれば是正指導をするという、こういうチェックが本来できたわけでありませぬけれども、もう一つは中山間地域等直接支払制度についても毎年9月、10月に必ず集落に担当者が、自治体行政が出向いて適切に中山間地域等直接支払制度が実施されているかチェックするわけでありませぬ。それがチェックできていたのかどうか。2014

年から、そもそもこの事案が始まってから、既に10年がたちました。10年間ずっとこういう状態が続いていたということは、これは農家の責任なのかという問題が出てくると思います。そういう点で県にお聞きしたいのは、10年間も長く続いた原因です。私は、農業委員会や行政が適切に農地法に基づき、あるいは中山間地の直接支払交付金の方針に基づいてきちっと適切な対応をしていれば、こんなに長くこういう問題が発生していなかったのではないかと思うのですけれども、県の認識についてお伺いしたいと思います。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 中山間地域等直接支払交付金の実施状況につきましては、毎年度市町村、今回の場合は一関市になりますが、市が全筆現地で現地調査等々を行いながら、適正に手続が行われているか、農地がきちんと耕作あるいは維持されているかという部分をチェックするものでございます。交付金の交付対象となっている農用地の中に石灰砂礫等が盛土され、明白にそういう農地が存在することを一関市は確認しておられたようですけれども、集落代表者の方から農地現状変更届出書が提出されているというような御説明があったということで、本来であれば交付対象にならない農地であったと思われましても、適当と認めて交付してきたものでございます。また、一関市は現地で見る範囲の農用地のみの確認にとどまって、一部の農用地について確認漏れがあったのではないかと考えております。

県におきましては、中山間交付金実施要領の運用の規定によりまして、毎年度交付対象集落について抽出検査を行っております。書面検査ではありますが、市から提出された書面におきましては、全ての農用地について適切というような記載にあったことから、今回の事案について問題があるとは認識していなかったものでございます。

○高田一郎委員 ですから、今の答弁あったように、一関市では、適当と認めてきたということです。結果として、農地法違反だと明らかになって、大きな問題になっているのだと思います。

私は、まだ責任の所在が明確でない中で、農家だけに責任を求める対応というのは、どうなのかという思いをしております。こうした事態がなぜ起きたのか、そして二度とこういう問題を繰り返さないために責任の所在とか検証をしっかりとやって対応していくことが、求められているのではないかとと思うのですが、県はどのようにお思いでしょうか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 中山間地域等直接支払交付金については、集落等で協定を締結して、農地をどう維持していくかといった取り決めをした中で、交付されているものでございます。

今回の事案については、集落等で締結した協定に違反するものでありまして、国が定めた実施要領等の規定に基づきまして返還する必要があると考えているところでございます。各協定集落の交付金返還については、一関市が適切に対応していくべきものと考えております。

○高田一郎委員 一関市が適切に対応していくべきものということでありましても、少なくともなぜこういう問題が起きて、どこに原因があったのかしっかりと検証していく

ことが二度とこういう問題を繰り返さないために必要だと思いますし、そういう対応こそ必要ではないかと思います。

それで、もう一つ、交付金の返還問題についてお聞きしたいと思います。今回の交付金の返還については、中山間地域等直接支払交付金がほとんどになっておりまして、第5期分の返済が500万円程度、4期分については1億5,300万円と、返還額の大半を占めております。4期分については、一部で違法行為があっても、集落全体で責任を持って返還をするということでありまして、5期については違反農地だけの返還ということで、これだけ大きな違いが出ているわけです。同じ中山間地域等直接支払交付金の制度であるのですが、4期と5期がこのように考え方が違っている理由を県はどう把握されているのでしょうか。

○佐々木技術参事兼農業振興課総括課長 国では、第4期対策において、農業者の高齢化や病気によりまして協定参加者が減少したことから、協定参加者が減少した集落等を支援するため、複数の集落が連携した活動体制づくり、あるいは近隣集落による小規模、高齢化集落の農業生産活動の支援、こういったものを進めたところがございますけれども、協定活動の継続が難しくなった場合の協定農用地に係る交付金の全額返還が不安につながりまして、複数集落の連携等をためらう要因の一つとなったことなどから、第5期対策移行時により本制度に取り組みやすくなるよう、交付金返還措置の見直しが行われたものと承知しております。

しかしながら、本事案につきましては、集落等で締結した第4期対策、第5期対策、それぞれの期間において集落等が締結した協定に違反しているものでございまして、それぞれの対策期における国が定めた実施要領等の規定に基づいて返還する必要があるものと考えております。

○高田一郎委員 返済については、集落によっては数百万円、数千万円、5,000万円という話もありますけれども、それを求められる集落もあります。とても返せないとか、新築した家を手放してでも返済しなければならないとか、既に活動しているのに、なぜ返済だとか、地域で分断といいますか、地域のコミュニティーが崩壊しつつあるというような問題が起きて、私自身非常に大きな懸念を抱いております。実際お金をかけて活動しているわけですが、そういうことも含めて返還しなさいという考え方はある意味では第5期対策は当然だと思うのです。違反したところは返還しなさい、第4期は、全て返しなさい、既に活動が行われて、その地域の中山間地域等直接支払制度、みんなで集落を守って耕作放棄地をなくしましょうという、きちっと真面目に活動している、そういう地区も含めて全て全額返済という考え方というのは、農林水産省のさまざまな交付金事業を見てもない。第5期対策は、これまでの経験を踏まえて、そういう見直しをされたのではないかと思います。

今の状況の中で、こういう返済を求めるのはなかなか厳しい面もありますし、県として第4期対策を第5期対策と同じような対応をする考え方で、国に対して声を上げていくこ

とはできないものかお聞きをしたいと思います。

○**佐々木技術参事兼農業振興課総括課長** 先ほども御答弁申し上げましたとおり、本事案は集落等で締結した第4期対策、第5期対策、それぞれの期間におきまして、集落等が締結した協定に違反しているものでございます。それぞれの対策期における国が定めた実施要領等の規定に基づきまして返還する必要があると考えております。

○**高田一郎委員** 第4期対策までは、そういう何か違法な行為をした場合は、集落全体の責任だということで、全て返還するというのが中山間地域等直接支払制度の考え方だと思います。それは、私もよくわかります。ただ、この中山間地域等直接支払事業というのは、地域によっても規模の大小があって、10町歩、20町歩程度の集落もあれば、昔の旧町村単位でもう相当な面積でやっている地域もあります。例えば昔の村単位でやっている集落においては、一つ問題を起こせば全て全体の責任にされてしまうという、そして今まで全部活動してきた、既に活動してきたわけですから、それを全て元に戻して全部払ってほしいというような考え方というのは、やはり改めるべきではないかと思えますけれども、同じような質問になって申し訳ないのですけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○**佐々木技術参事兼農業振興課総括課長** 今回の事案につきましては、いずれ第4期対策の実施要領、それから第5期対策の実施要領の、ルールに沿って交付されているものでございます。それぞれの期間の実施要領等には、返還のルールもきちんと明記されているところであり、今回協定違反という状況でございますので、それぞれの期間の実施要領等に沿って返還すべきものと考えております。

○**千葉盛委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**千葉盛委員長** ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

なお、9月3日に予定しております閉会中の委員会についてであります。さきの委員会において決定いたしましたとおり、岩手大学農学部の改組及び教育・研究の方針等について調査することといたしておりますので、よろしくお願ひします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。